

一般社団法人 品川青色申告会 会報

(一社) 青色ニュース
5月・緊急告知号

一般社団法人 品川青色申告会

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32
品川税経会館1FTEL : 03-3474-7564(代)
FAX : 03-3458-2616

事務局運営に関する緊急のお知らせ

国税庁が4月17日(金)以降も確定申告期限の柔軟な取扱いを公表していることもあり、決算・申告サポートや記帳相談による面談は、緊急性が伴わないと判断し、原則延期とさせていただきます。

つきましては感染症拡大を防ぎ、全ての方の健康を少しでも守る為に、4月20日(月)より、緊急事態宣言が解消されるまで下記の通りの運営とさせていただきます。皆様にはご迷惑とご不便をお掛け致しますが、この未曾有の危機を一致団結して乗り越える為にもご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人 品川青色申告会

職員に関しては出社制限をした上で勤務しておりますので、お電話でのお問い合わせ等はお気軽にご利用ください。

【お問合せは…午前9時～午後3時までとなります。】

- 1、やむを得ない緊急の理由(裏面参照)による来局以外は、来局をお断りさせていただきます。
- 2、緊急の理由による来局の際も、お電話による事前予約制とさせていただきます。
※決算・申告サポートも含め、緊急の理由がない場合は予約をお断りさせていただきます。
- 3、記帳相談などは電話、FAX等で対応させていただきます。
- 4、確定申告を行っていない方は、緊急事態宣言の解消等がされてからお電話にてお問合せの上、ご利用をお願い申し上げます。
- 5、今後の状況により営業時間、サポート体制等変更の可能性がございますので、予めご了承下さい。

感染症拡大防止の観点から、緊急事態宣言が解消されるまでの間は、やむを得ない緊急性を要する下記のサポート以外をお断りしております。
なお、お電話による事前予約制となります。

- ① 給付金、融資の為に早急に申告が必要な方
- ② 給付金、融資の為に早急に書類受渡しが必要な方
- ③ 相続税申告の為に準確定申告が早急に必要の方
- ④ 期日がある共済等のお支払い
- ⑤ その他やむを得ない緊急の事由と判断した場合

品川署・荏原署が所轄税務署の方へ

今回の決算・申告サポート時に、イータックス代理送信ではなく、清書した(申告書にご署名頂いた方)確定申告書を品川青色申告会から【品川税務署】 【荏原税務署】へ提出された方へ

「令和元年分の税務署の收受印が押印された決算書・申告書」の返却期日を臨時措置として半年間延長致します。

【返却期間】

当初…令和2年9月30日(水) ⇒ 延長後…令和3年3月31日(水)

提出時にレターパックの返却をお申込みを頂いた方へ

確定申告期限延長に伴い、発送に時間が掛かっております。準備が出来次第順次発送致しますので、もう少々お待ち下さい。

最新情報はフェイスブックで公開中

★品川青色申告会からの様々な情報発信は、フェイスブックを中心に行っていきます！
 コロナウイルスに関連する給付金の情報等も発信予定です！！

★フェイスブックは、登録しなくても閲覧だけならば、どなたでも閲覧可能！
 ぜひ、ご確認下さい！！！！

インターネットで下記ワード検索を！
「品川青色申告会 フェイスブック」



フェイスブックの
 QRコード

※QRコード読み取りアプリ
 からも検索可能です

国税庁より下記の取扱いが令和2年4月6日に公表されました。

確定申告期限の柔軟な取扱いについて —4月17日(金)以降も申告が可能です—

※主な取扱いを国税庁HPより抜粋しております。

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告することが困難な方は、4月16日(木)の申告期限にこだわらずに、来署することが可能となった時点、又は申告書を作成することが可能となった時点で申告してください。

なお、振替納税の振替日については、所轄の税務署から個別に連絡させていただきます。

問1. どのような場合に個別延長が認められますか。

新型コロナウイルス感染症に感染した方はもとより、体調不良により外出を控えている方や、平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方、感染拡大により外出を控えている方など、新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告会場にお越しいただくことが困難な方や、申告書を作成することが困難な方については、個別に申告期限延長の取扱いをすることとしています。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

柔軟な取扱いの対象となる届出等に関して

区分	手続名
消費税 (個人)	・確定申告 ・更正の請求
その他	・国外財産調書の提出 ・財産債務調書の提出

区分	手続名
所得税	・確定申告
	・更正の請求
	・青色申告承認申請
	・青色事業専従者給与に関する届出 (変更届出)
	・青色申告の取りやめ届出
	・純損失の金額の繰戻しによる 所得税の還付請求
	・個人事業の開廃業等届出 など

(注) 柔軟な取扱いの対象となる手続に関して主なものを掲載しています。
左記の表に掲載されている手続以外で対象となるか等、ご不明点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

確定申告を終えていない会員の皆様へ

まだ確定申告を終えていない会員の方に関しては、感染症拡大の収束が見込まれるまでは無理をして行う必要はございません。

感染症拡大防止の観点からも、まずはお電話でお問合せをして頂くとともに、当面の間はやむを得ない緊急の場合を除き、来局によるサポートを中止とさせていただきます。

コロナ関連支援策の様々な最新情報の確認は・・・

【経済産業省】のホームページがお勧めです！
なかでも該当ページにある【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】の資料は常にチェックを！

「新型コロナウイルス特別貸付け」や、話題となっている「持続化給付金」など、様々な支援策の情報が掲載されています！

↓経済産業省HP該当ページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

具体的な経営相談を希望する方は・・・

中小企業者等特別相談窓口を設置している東京都中小企業振興公社がお勧めです！

↓東京都中小企業振興公社HP該当ページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/supp.../shien/soudan/corona.html>

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
(東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階)

<電話相談>03-3251-7881

<Eメール相談>sien (at) tokyo-kosha.or.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at) を@に置き換えてご利用ください。

相談時間(受付時間)は平日9時00分～16時30分、土曜日・日曜日・祝日の相談は行っておりません。

企業の皆様・はたらく皆様へ・・・

東京都産業労働局でも新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策を行ってます！！
ぜひご確認下さい！

↓東京都産業労働局HP(該当ページ)

http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/.../2020/0305_13201.html

資金繰りに関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課

(東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側)

<電話相談> 03-5320-4877

※相談時間は平日9時00分～17時00分、土曜日・日曜日・祝日の相談は行っておりません。